どっている。

**（２）今後の方策**

今後は、保健医療従事者の研修制度の充実をはかり、より高度な医療に対応できる人材の育成に努める。

また、社会情勢を背景として、新たに資格制度が創設されたもの、法律による資格制度のないものについても、今後、地域保健医療の中で必要とされる保健医療従事者については、医療の現場の実態に照らして、当該職種の関係団体等と十分協議するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする医療関係団体等と十分に研究を行い、必要とされる研修を通じて資質の向上をはかっていく。

また、医業類似行為を業とする有資格者であるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師についても、関係団体等と十分に連携し、資質の向上をはかっていく。

**表２－２－１１－１　その他の保健医療従事者および医業類似行為従事者**

|  |  |
| --- | --- |
| 法 令 根 拠 あ り | 法 令 根 拠 な し |
| ＜保健医療従事者＞衛生検査技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士 | 臨床心理士、精神相談員、細胞検査士、医療ソーシャルワーカー、超音波検査士 |
| ＜医業類似行為従事者＞あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師 |  |